

2016年12月27日

池田町町長 甕 聖章 様
池田町教育委員会 様

「町民と政党のつどい」実行委員会
事務局長 牛越 邦夫

池田町の「回答」に関する質問と要求

12月16日付けの池田町町長、池田町教育委員会による「池田町公民館使用許可取り消しについて（回答）」に関して、以下の通り質問と要求を提出いたします。

これらについて、1月末までに書面にてご回答下さいますようお願いいたします。

なお、以下の質問と要求は、紙面節約と表記の簡潔さの都合で「である」調で記載していませんのでご了解下さい。

1 経過および事実関係をめぐって

【1】「取り消し」に関わる経過について

- ① 公民館使用の取り消しを決めたのはいつか、また正式に通知したのはいつか。
- ② 「公民館使用許可取り消しについて（回答）」では、29日には「使用許可はしていません」とあるが、これはどのような意味か。

【2】申請内容と実施内容が異なる点について

- ① 29日の「つどい」実行委員会牛越事務局長（以下事務局長と表記）と平林教育長、藤沢教育課長、平川公民館長との面談で、事務局長が「指摘があったので、申請者および目的（会議）を修正する」と申し出たところ、公民館長は「今回は（修正しなくても）いい」と述べたが、その通りでよいか。
- ② 公民館の使用申請書では、申請者を書くのみで実施団体を求めているのではない。申請者だけではなく実施団体の記載も必要であると判断するのであれば、そのように処理すれば済むことである。この点は公民館使用を取り消す理由とはならないと考えるがどうか。
- ③ 「つどい」実行委員会は、12月2日の「つどい」において、原発・TPP・年金・沖縄などの国政のあり方についても野党からの意見を聞き、真剣な討論を交わすことを期待していた。公民館側が、「つどい」は「会議ではなく集会ではないか」との疑問を持ったのであれば、その時点で双方が協議し必要に応じて申請書の「使用目的」を修正すればよいだけである。これも公民館使用を取り消す理由とはならないと考えるがどうか。

【3】11月30日付「池田町公民館使用に係わる確認事項」について

- ① 文書は教育委員会名として出されている。教育委員会を開催したうえで「確認事項」を決

定したのか。

- ② 11月29日に公民館長から「内規に抵触するとの外からの声があるので、内容を聞きたい」と連絡があった。この日は、事務局長が教育長・教育課長・公民館長と面談し「内規に抵触しない」旨を確認しただけである。その経過に全く触れていないのは何故か。
- ③ 「確認事項」では、記載事項について「今回（29日午後）協議した内容を・・・まとめました」としているが、それは出席者の記憶にもとづくものか、または何らかの記録にもとづくものか。記録メモまたは記憶媒体があれば提示されたい。
- ④ 11月29日の話し合いでは項目ごとに文言を確認した事実はないが、それでよいか。
- ⑤ 11月29日に、事務局長は「選挙に関する話題・議論は一切しない」という憲法21条に違反するような発言はしていないし、「つどい」のテーマの1つは「選挙における野党共闘」であって、それを否定する発言もしていない。「確認事項」に列挙された文言は一方的・意図的な判断にもとづくものではないのか。
- ⑥ 「確認事項」は11月30日午後7時過ぎに事務局長がFAXで受け取った。公民館長と翌12月1日午後、その文書内容の説明を受ける確約をしていたにもかかわらず、その約束を果たさないまま午前中に「取り消し」が通知された。信義に背くこの行為をどう考えるか。
- ⑦ 本来「確認」は双方が了解し合意してはじめて意味をもつ。従って「確認事項」はあくまで教育委員会の一時的な判断を示しただけであると理解するがそれでよいか。

【4】12月1日の庁議について

- ① 庁議ではどのような審議経過で取り消しに至ったのか、議事録の公開を求める。
- ② 庁議において「公民館使用の議題」の説明資料はあったか。あればその開示を求める。
- ③ 過去に庁議で「公民館使用の可否」が議題となったことがあったか。

【5】過去の公民館の使用について

- ① 過去5年間の、政党、政治団体、議員（無所属含む）などの公民館利用状況を明らかにしていただきたい。その際、申請者、使用目的なども明示されたい。

【6】福祉会館、総合福祉センターの借用申請をめぐって

公民館の使用が取り消されたために、代替施設として福祉会館、総合福祉センターの借用を申請したが、担当課長は「庁議に参加しているから」として、いずれも使用を認めなかった。

- ① 庁議では公民館以外の施設についても使用を認めないことが話し合われたのか。また、そのことを各施設長にも通知したのか。もし通知・連絡したのであれば、誰の責任で行ったのか。
- ② 社会教育法の適用を受けない施設の使用を認めなかったのは、地方自治法第244条に抵触する違法行為ではないのか。

【7】12月18日の池田町議会での町当局の発言について

12月18日、池田町議会の一般質問において、教育課長は「確認事項は事務局長が述べたこ

とをそのまま文書にしたものだ」と事実と反する発言を繰り返すとともに、それが公文書として示されたことを追認した。このことは事務局長の名誉を著しく毀損する行為である。本人に謝罪するとともに、町議会において答弁を撤回することを求める。

2 社会教育法および池田町の公民館規定の解釈をめぐって

【1】憲法・教育基本法の問題について

- ① 社会教育法の上位法は日本国憲法、および教育基本法である。教育委員会はこのことを踏まえ、公民館の果たすべき役割についてどのように考えるか。またその中で、町民の政治的な教養を深め、関心を高めるためにどのようにすればよいと考えるか。
- ② 町民の「政治的な教養」（教育基本法）には、今日の政治のあり方の学習、選挙に関する話題も含まれるし、特定政党への支持・不支持の表明も同様である。それらはすべて「思想及び良心の自由」「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」（日本国憲法）に基づくものであるが、公民館はそれらを最大限に保障する場であるべきではないのか。

【2】社会教育法の解釈をめぐって

- ① 町の「公民館使用取り消し通知書」には、根拠法令の記載がない。従って「通知書」は処分通知書としての効力を有しないのではないのか。
- ② 教育委員会は、社会教育法第23条の「公民館」を「運営者および利用者」と解釈しているが、その解釈はどのような根拠に基づいているのか。
- ③ 「特定政党の利害に関する事業」とは具体的にどのような事業なのか。また、それを判断するのは誰か。
- ④ 教育委員会の解釈では、論理的には、どの政党や政治団体が公民館を利用しても「利害に関する事業」にあたることになるのではないのか。もし、あたらない事例があるならば、どのような場合か、また、その理由は何か。
- ⑤ さまざまな考え方を持つ個人の集まりである町民団体が、野党の代表を呼んで共闘のあり方を研究・討論することは「特定政党の利害に関する事業」に該当するか。
- ⑥ 政党もしくは政治団体、あるいは町民団体が政治的な内容で集会・学習会を行おうとするとき、公民館運営者は何をもってその可否を判断するのか。チラシだけなのか、それとも申請内容なのか。また、その申請が妥当であるのかどうかは何をもって判断するのか。
- ⑦ チラシなど外部に示された宣伝物の文面に「特定政党の利害に関する」表現はないが、実際には、当該集会または会議において「特定政党の利害に関する」事項が話題となることはいくらでもあり得る。そのような場合はどのように判断するのか。
- ⑧ 政党でも政治団体でもない実行委員会のチラシ文言（「野党共闘で勝利しましょう」「自公政権はもうゴメン！」など）が社会教育法第23条に該当すると判断する法的根拠は何か。
また、公民としての正当な主張を規制することは基本的人権（憲法第11条）の侵害であり、さらには「国民の権利及び義務」を定めた憲法の規定に抵触するのではないのか。
- ⑨ 公民館の「運営方針」として定められた社会教育法第23条を、住民の政治的学習や活動

を制限する方向で解釈・運用していけば、今後住民の自主的な活動を萎縮させたり抑制したりすることにつながるのではないか。

【3】池田町の公民館規定について

- ① 池田町の規定「政党および宗教団体の公民館使用について」(H21/11/2)は、政党からの申し込みのみを対象とし、許可する条件としては3項目をあげているだけである。政党ではない町民団体にこの規定を適用したのはどのような理由によるのか。
- ② 池田町公民館は、従来この規定に基づき、申込者による申請内容に応じて使用を許可してきた。実際、「つどい」実行委員会の申請も何ら問題はなく、11月4日には申請通り許可したのである。

にもかかわらず、後から改めて社会教育法の解釈を持ち出して、町民団体に適用したのはなぜか。「公民館の使用取り消し」は公民館の裁量を逸脱しているのではないか。

3 今後の公民館のあり方をめぐって

- ① 今日、若者の政治離れ、投票率の低下や国民の政治への不信の増大が指摘されている。教育委員会は、このような現状をどのように見ているのか。
- ② 今回の事例が前提となり、公民館が「特定政党の利害に係わる事業」を行わないようにするならば、事業に関するチラシの内容、宣伝物、ネット情報、その他あらゆる側面で規制と監視を強めざるを得ない。また使用規定や申請書もその色彩を強めることになる。
一方、そうした規制が強まれば、利用者がそれを避ける方法を考え出すことも当然ありうる。そのような悪循環の中では、町民の正しい政治的な関心の向上と教養の獲得は得られないのではないか。さらには、地域に開かれ町民が誰でも利用できる社会教育施設をめざすという公民館活動の本来のあり方を裏切ることになるのではないか。
- ③ 現在、全国の自治体の中で、公民館を市民により開かれた場にするため、公民館規定の見直しにとりくむ動きが出ている。なかでも、広島県広島市や和歌山県岩出市は、市民の政治的無関心の増大や投票率の低下などへの危惧から、改めて憲法・教育基本法の精神に立って、市民（政党・政治団体を含む）の政治的学習や活動を大幅に認める公民館規定を定めようとしている。教育委員会はこのような動きをどのようにみているのか。
- ④ 公民館の町民利用に際しての管理者の基本的な立場は、「規制ではなくすべての町民への開放」であるべきではないか。また、この立場に立ってはじめて活力ある未来につながる町づくりが実現されるのではないのか。
どの政党、政治団体、個人を問わず、公共の福祉に反しない限り平等・公平に公民館の使用を認めることこそ、これからの公民館運営のあるべき姿であると考えがどうか。
- ⑤ 現在計画中である「池田町地域交流センター」の設置および管理に関する適用法令は社会教育法なのか、あるいは地方自治法なのか。またその法的根拠はなにか。

以上